普通免許状『再授与』出願の手続き

【注意】<u>更新講習の未受講により免許状を失効</u>した方が再度の授与出願をする場合の手続きです。 免許状の再授与で提出書類の省略ができるのは失効した免許状が「<u>宮城県教育委員会が授</u> <u>与した免許状</u>」に限ります。

I 提出書類

1	教育職員免許状授与 等願書 <様式第1号>	 手数料として 宮城県収入証紙 3.300円分 を願書の所定の位置に貼付してください。収入証紙の枚数が多い場合は、願書外側の余白にはみ出さないよう、外側太枠内の余白に貼付するなどし、収入証紙が重ならないように貼付してください。 宮城県収入証紙は、宮城県庁共済事業部・宮城県各合同庁舎売店・宮城県内の銀行等の収入証紙売りさばき所で取り扱っています。 宮城県外に居住する方で宮城県収入証紙を購入できない方は、手数料分の郵便小為替を同封してください(郵便小為替には何も記入しないでください。)。 免許状への旧姓・通称名の併記を希望される場合には、「Ⅱ 提出方法等」に記載の問い合せ先へご連絡ください。
2	戸籍抄本	・ 出願前3ヶ月以内のものを提出してください。 ・ 日本国籍を有しない方の場合は,国籍・氏名・性別・生年月日が確認できる住民票抄本で代えることが できます。
3	履歴書 <様式第3号>	 業務欄が不足する場合は、様式第3号の2を使用してください。 学校教育法第1条に定める高等学校を卒業していない者については、高等学校卒業と同等以上の資格があることを確認する必要があるため、「学歴欄」は小学校入学から記入してください。
4	失効した免許状の原本	今回の再授与に係る失効した免許状の原本を提出してください。 上記の免許状が提出できない場合は、「教育職員免許状授与(交付)証明書交付願書(様式第20号)」を添付してください。 手数料として 証明書1通につき宮城県収入証紙 400円が必要となりますので、証明書枚数×400円分の宮城県収入証紙を願書の所定の位置に貼付してください。収入証紙が重ならないように貼付してください。 宮城県収入証紙は、宮城県庁共済事業部・宮城県各合同庁舎売店・宮城県内の銀行等の収入証紙売りさばき所で取り扱っています。 宮城県外に居住する方で宮城県収入証紙を購入できない方は、手数料分の郵便小為替を同封してください(郵便小為替には何も記入しないでください。)。
5	本人確認書類	・ 運転免許証又は各種健康保険証の写しを提出してください。 ・ 住所変更等により裏面にも記載事項がある場合は、裏面もコピーして提出してください。

- ※ <u>複数の免許状を出願する場合</u>でも、出願する免許状ごとに上記の書類をそれぞれ全てそろえてください。 ただし、2及び3については2通目からは写しで差し支えありません。
- ※ <u>出願の状況によっては追加で書類の提出を求める場合があります</u>ので、ご了承ください。

Ⅱ 提出方法等

	県立学校の教職員	 <u>出願者 → 校長 → 宮城県教育委員会</u> 【問合せ先】〒980-8423 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号宮城県教育庁教職員課育成・免許班(宮城県庁16階)電話:022-211-3639
宮城	市町村立学校等の教職員 (仙台市立学校等・石巻市立 高等学校・市町村立幼保連 携型認定こども園を除く。)	出願者 → 校(園)長 → 市町村教育委員会 → 各教育事務所 → 宮城県教育委員会 【問合せ先】各教育事務所 担当等は各教育事務所のホームページで確認してください。
県内	仙台市立学校等の教職員	 出願者 → 校(園)長 → 仙台市教育委員会 → 宮城県教育委員会 【問合せ先】〒980-0011 宮城県仙台市青葉区上杉一丁目5番12号 仙台市教育局学校教育部教職員課(仙台市役所上杉分庁舎14階) 電話:022-214-8873
の現	石巻市立高等学校の教職員	出願者 → 校長 → 石巻市教育委員会 → 宮城県教育委員会 【問合せ先】〒980-8423 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号 宮城県教育庁教職員課育成・免許班(宮城県庁16階) 電話:022-211-3639
職教	宮城教育大学附属学校等の 教職員	出願者 → 校(園)長 → 宮城教育大学附属学校課 → 宮城県教育委員会 【問合せ先】〒980-8423 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号 宮城県教育庁教職員課育成・免許班(宮城県庁16階) 電話:022-211-3639
職員	上記以外の現職教職員 (私立の小・中・中等教育・高 等・特別支援学校の教職員及 び私立の幼稚園教諭・幼保連 携型認定こども園の保育教諭 等)	出願者 →校(園)長 → 理事長(代表者)又は設置者 → 宮城県教育委員会 【問合せ先】〒980-8423 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号 (郵送先) 宮城県教育庁教職員課育成・免許班 (宮城県庁16階) 電話:022-211-3639
他都道府県の現職教職員 現職教職員ではない個人		<u>出願者 → 宮城県教育委員会</u> 【問合せ先】〒980-8423 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号 (郵送先) 宮城県教育庁教職員課育成・免許班(宮城県庁16階) 電話:022-211-3639

- ※ 学校等以外の教育機関等に勤務する現職職員の場合は、それぞれ学校等の区分に準じて出願書類を提出してください。
- ※ 出願書類を<u>郵送で提出する場合</u>は、事故防止のため<u>簡易書留扱い</u>で送付してください。
- ※ 免許状は上記と逆の流れで送付されます。**宮城県教育委員会からの受取方法**は以下のとおりです。 上記と逆の流れで宮城県教育委員会以外の機関から送付される場合の受取方法については、それぞれの機関にお問い合わせください。

受取	直接受け取る場合	免許状を受け取ることができるようになりましたら連絡します。 平日の「午前8時30分~正午」又は「午後1時~午後5時15分」に来庁してください。
方法	郵送で受け取る場合	簡易書留扱いで送付しますので,切手を貼付した返信用の封筒(角型2号(A4判が入る大きさ)で住所及 び氏名を記入したもの)を出願時に提出してください。 ※ 郵送料(切手) 免許状 $1\sim2$ 枚 $\rightarrow4$ 70円 $3\sim4$ 枚 $\rightarrow4$ 90円

Ⅲ 出願受付期間·免許状交付日等

受付期間	4月~1月(2~3月は受付していません。)
締切日	毎月25日(<u>当該年度の最終締切日は1月25日です。</u>)
授与日	受付月の翌月1日付け(免許状に記載される授与年月日になります。)
発 送 日	受付月の翌月下旬(免許状を引き渡し又は発送できる時期です。)

※ 宮城県内の学校等に4月から採用される等の特別の事情がある場合は別途ご相談ください。